

## 虐待防止のための 指針

医療法人社団青山会 あおき訪問看護

## 1. 基本方針

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の推進に努めるものとする。また、虐待が発生した場合には、適正に対応し再発防止策を講じる。

## 2. 虐待の定義

- ① 身体的虐待：利用者 の 身体に外傷が生じ、または生じる恐れがある行為を加えること。  
または、正当な理由なく利用者 の 身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者 にわいせつな行為をすること、または利用者 にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者 に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、または不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：利用者 を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、または利用者 を擁護すべき職務上の業務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者 の財産を不当に処分すること、利用者 から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止検討委員会その他法人内の組織に関する事項

- ① 当事業所は、虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置する。本委員会の責任者は管理者とし、管理者は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。
- ② 本委員会の開催にあたっては、管理者および在籍する職員が参加する。
- ③ 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要性に応じて担当者の招集により開催する。
- ④ 委員会の協議事項は次のような内容敏、詳細は担当者が定める。
  - ・虐待防止のための職員研修に関すること
  - ・虐待などについて、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ・虐待予防、早期発見医に向けた取り組みに関すること
  - ・虐待が発生した場合に、その対応に関すること
  - ・虐待の原因分析と再発防止策に関すること

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ① 職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。
- ② 研修は、年1回以上また、新規採用時に実施する。
- ③ 研修の実施内容については、研修資料、出席者を記録し、電磁的記録などにより保存する。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6. 虐待が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、利用者家族、職員から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- ② 利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ③ 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに市区町村へ報告しなければならない。

#### 7. 虐待者等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ③ 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

## 8. 利用者等に対する指針の閲覧

求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また、法人ホームページにも公開し、利用者及び家族等がいつでも閲覧できるようにする。

### 附則

この指針は、令和6年6月1日より施行する。